長与町農業委員会会議録

平成２８年３月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年３月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年３月２４日（木）　　９時３０分から１１時２０分

２．場所　　長与町役場４階第２会議室

３．出席委員（１５名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　水谷　勉	１１番　柿本　正博
	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代	１５番　松尾　義徳
	１６番　柿本　尚文		

４．欠席委員（１名）

１２番　柿本　香代

５．議事日程

第１	議事録署名委員の指名	２番　辻　末男	３番　山口　益子

第２　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
第３　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
第４　第３号議案　農用地利用集積計画について
第５　第４号議案　長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則の一部を改正する規則について
第６　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
第７　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
第８　第３号報告　農地改良届出報告書について
第９　第４号報告　非農地証明交付願報告について
第１０　第５号報告　長与町農業委員会農地改良に関する取扱要領の一部を改正する要領について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　松本　廣
農地・農政係長　村田　佳美
農地・農政係主任　中山　高宏

事務局　時間が参りましたので総会が始まる前に規則について申し上げます。

長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は１５名の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、１２番柿本香代委員のお１人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、おはようございます。それでは、平成２８年３月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。２番、辻末男委員、３番、山口益子委員を指名致します。

日程第２本日は、第１号議案農地法第３条の許可申請が１件、第２号議案農地法第５条の許可申請が１件、第３号議案利用集積計画が４件、第４号議案では、新年度からの機構改革に伴って、規則の改正案が提示されております。また、報告事項では５件、その中の１件は、今回、県の農地転用指針の見直しに伴って、農地改良の取扱要領の改正もあっておりますので、報告を受けることにしております。

では、日程第２提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第３条の規定による許可申請を、事務局からお願いします。

事務局　では、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号３（３－１）申請地が長与町三根郷（地番）、１，７１１㎡と、（地番）、１，７３６㎡の２筆で、登記簿、現況とも田です。農地区分は農用地区域内の２筆です。申請者は譲渡人が、長崎市城山町（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買での所有権移転です。譲受人の農地取得に至った経緯は結果的には、規模拡大になる訳ですが、今日まで、譲渡人の叔父にあたる方が耕作されていたそうですが、その方も、もうできなくなってしまったことと、譲渡人自身も、元々、農作業に従事はしていないことなどから、従兄弟同士である譲受人に売買することになったということです。申請地を含めた田と畑の耕作地面積、そして労働力は備考欄に記載のとおりです。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。申請地までは、二カ所の行き道があります。その一つの道路として、三根大橋を渡りきって、県道長崎多良見線に出ますと信号機がありますが、その県道側の少し手前から左下に降りて、町道から圃場整備された農道につながった道路を３８０ｍ程行った、突きあたりの両サイドになります。説明を終わります。

議　長　ただいま、事務局から説明がありましたが、地区担当の委員さんの方から補足説明があるようでしたら、お願いします。

８番、柳原委員。

８　番　　事務局からも説明がありましたが、３月１５日に事務局、譲受人と一緒に現地確認を行いました。場所は、緑ヶ丘団地の下の長与川を挟んだ線路側になる所です。（譲渡人）さんの実家は、丸田郷の高野に住んでおられましたが、子供さんが市内のほうに出られ、農業をされないということで、親戚にあたる（譲受人）さんへ譲渡されるそうです。（譲受人）さんは、農業をされており３条に適合した資格を持っておられますので問題ないと思います。住まいも近くであり農業拡大のために購入されたと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
　５番、白﨑委員。

５　番　　５番、白﨑です。（譲受人）さんの栽培の作物はなんですか。みかんですか。

８　番　　（譲受人）さんは、みかんを耕作されています。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　売買の所有権移転となっておりますが、売買単価は分かりますか。
　それから、議案書の備考の欄の耕作地を一括して記載してありますが、田、畑の区分で表示することはできますか。

議　長　　事務局、説明をお願いします。

事務局　　売買単価につきましては、１反あたり〇〇万円で考えておられ、今回は〇〇万円で売買を行うということです。
　田と果樹の面積については、果樹が、１０，５１９㎡、田が、今回購入する３，４４７㎡の合計１３，９６６㎡です。次回より耕作地の表示については、区分ごとに分けて表示したいと思います。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　何もないようですので、これで審議を終了致します。只今の許可申請は、許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
次に、第２号議案農地法第５条の許可申請をお願いします。

事務局　３ページをお開き下さい。整理番号３（５－１）申請地が、長与町岡郷（地番）、畑、３３１㎡、現況は不耕作地です。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が、長崎市女の都（地番）、（氏名）さん、譲受人が、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、住宅用地として、売買での所有権移転です。土地利用と施設の概要は、農地の所要面積は先程申し上げましたが、既に宅地として登記済みの（地番）、５６．８㎡と併せた、３８７．８㎡が全体面積となります。建物は、木造瓦葺き平屋建てで建築面積が９２．５㎡、玄関口前の空き土地には、自家用車の２台分の駐車スペース、そして、国道側向き空き土地は、庭などに利用されます。土地自体は広いのですが、分譲地のようにはなっておりませんので、計画図面上は少し、利用しがたい土地も他に見受けられますが、倉庫等の置き場としては有効ではないかと思われます。
今回、宅地化される上部には、既に１件住宅があります。しかし、宅地の横と、水路を隔てた場所には農地がございますが、平屋建てであることから、影響はないと思われますが、農地所有者にも一言、住宅を構えることを伝えて頂くよう、代理人に申し付けております。
その他の内容は、備考欄のとおりです。なお、立地基準は、２種農地で、一般基準も資金面を含め確認しております。
申請地の場所を申し上げます。４ページをお開き下さい。国道２０７号線の〇〇バス停から１５０ｍ程行った（施設名）への入り口の少し先、道路隔てた右側です。ご記憶がまだ新しいかと思いますが、昨年１２月の議案で提出された、４条での公衆用道路と、住宅建築のための５条で審議頂いた場所の下、歩道の横になります。説明を終わります。

議　長　同じく、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　３月１６日に事務局と行政書士の方と一緒に現地確認を行いました。現地には農作物が作

付けされておらず、更地です。周囲の農地についての被害防除につきましては、問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議　長　　只今、地区委員さんから補足説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
　１０番、水谷委員。

１０番　　この地区は、農振農用地区域がほとんどですが、売買される地主さんの（氏名）さんの前の所有者の履歴、農地として利用していた方はどなたかわかりますか。地主さんの縁戚で開発されたのか、教えてください。

議　長　　事務局、分かる範囲で説明してください。

事務局　　今、分かる範囲としては、この土地は分筆されておりますので、分筆時点の所有者は、（譲渡人）さんとしか分かりません。平成２１年に相続を受けて取得されているようです。

議　長　　水谷委員、今の説明では、入り口だけの説明なので、詳しく聞きたかったら、私がわかる範囲でよかったら補足説明をいたします。地区担当の柿本委員もある程度ご存知だと思います。

議　長　　１６番、柿本委員。分かる範囲で説明をお願いします。

１６番　　事務局が言ったとおりです。相続で取得されております。以前は、そこで農業をされておりましたが、農地が荒れてしまって、農業をする価値が無い。と言う事で、分筆して住宅へ転用されるということです。
　地元との縁戚関係につきましては、私の知る範囲では無いと思われます。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。
　１０番、水谷委員。

１０番　　上の隣接する畑の地主さんと、（譲渡人）さんとの縁戚関係はありますか。

議　長　　私の家のすぐ隣なので、私のわかる範囲で説明致します。（譲渡人）さんは、水谷委員さんもご存じだと思いますが、ご両親がお元気な時は農業をしっかりされていたのですが、一番下の息子さんが農業を継いでおられたのですが、ご両親も本人さんも亡くなられ兄妹さんが三人位おられたのですが、分筆して相続されていました。（譲渡人）さんは、お姉さんで今回の売買をされておられます。まだ上にも千㎡以上位の土地が残っているのですが、昨年出た案件の時に、業者さんが購入をされる時に上の２区画も計画をしておりますと言われたのですが、農業委員会の許可も出てない時でしたので、私の方から農業委員会の許可もないのに宅地造成をするのかと注意をし、しばらく中止になっていたのですが、今回申請を出され許可されたわけです。これから先もここは、問題が出てくると思います。ただ地域の農業に支障がないようにと私からも業者さんにお願いをしておりますが、私の車庫にも地下水が出てくるようになってしまいましたのでやり直しをお願いしたいと思っております。昔は田んぼだったので地下水がどんどん湧いてくるのです。最初からお願いをしていたのですがコンクリートをうってしまっているのです。そういった問題も今回はしっかり解決していかないといけないと思っております。今はこのような事情です。

５　番　　他の委員さん方は、ありませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　補足説明をさせていただきます。
　図面がありますが、紫色の土地は（譲渡人）さん名義の土地を４条申請で転用をされております。ここについては５条で今回の申請地の上に宅地ができていますが、ここを通る為に通行地益権が設定されています。今回も（譲渡人）さん名義の土地を通る進入路として使用しますので、（譲受人）さんの方から通行地益権の設定はどうなっているのかという事を行政書士の方にお伺いしたところ、今の段階では登記簿にはその設定はしないということで言われておりましたが後々問題がないように十分に注意をして双方で話をされて下さいと申し上げております。
　先ほど会長から、お話しがありましたように上の方もお姉さんの土地ですので、ここを通る場合もいろんな問題が生じないように双方で話しをされて下さいと申し添えております。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。
　１０番、水谷委員。

１０番　　私が質問した趣旨は、農振農用地がよくわからなかったのでスプロール化していくことが怖いということで質問した訳ですが、（施設名）の隣の○○さんの相続ということで理解できました。ただどれくらい連続して開発をされるか、１０００㎡以上の開発行為の中で、いろんなところに問題がでてくるので、その辺りを地権者の方に伝えておかなければならないと

思います。今、言われているあと２宅についても開発がされるであろうという問題は、町の開発行為では本来は、ひっかかってくる。これを少しずつあけてやっていっても土地は一連であり連続であるという確認もとらないといけないという部分もありますから、できるだけ優良農地は優良農地としていかなければなりませんが、相続となればその旨仕方ないことですので、それについては行政から十分指導をして頂きたいという要望で質問を終わります。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

他の委員さんから質問がなければ、局長の方から今の水谷委員さんの質問に対して説明があるそうです。

事務局　　今の水谷委員さんの質問に対して、私のわかる範囲でご説明させていただきます。１０００㎡以上の開発ですが、アパートについても一つの建物として４戸以上あれば当然開発になります。これは都市計画法の３２条でかかってくるものですが、まずは窓口として役場の組織でいけば都市整備課の方に相談して頂くことになります。例えば今現在、開発したいという方、あるいは現実に建物を建てたいという方の両方の方になります。という事で指導はしておりますが、なかなか窓口に来られないということで担当課としても苦労しているところがあります。もう一つは１０００㎡以上又は４戸以上ということで、お話ししておりますが、その中で例えば１０００㎡以下で３宅であれば都市計画法の３２条にはひっかからないので、水谷委員さんが言われたように次の時点で、もう１戸建てようとその農地が団地形成をしてしまうということがございます。岡中央の先でグラウンドを過ぎた右手の小高い所は全部が開発行為ではない場所が一部ありまして、そういった所も長与町では見られている場所もありますので、その辺りについてはお願いになるのですが、そういった箇所を委員さん方が目にされたらぜひ農業委員会の事務局まで教えて頂き、担当課の都市整備課と話をして対応していきたいと思います。ご意見については、役場としても真摯に受け止めていかなければならないことだと考えております。以上です。

議　長　　ただいま詳しい説明がありましたが、私自身も前、業者さんともお話しをしております。

こういう法の盲点を抜いて開発行為を匂わせるのです。これは、農業委員会が農地をどうするかという問題なのですが、こういう問題は建設部と連絡を取り合いながらいきたいと私も思っております。局長は詳しいのですが３月で終わりますので、水谷委員さんとか詳しい方に開発問題がでてきた時に取り上げていただきたいと思います。

以上です。宜しくお願いいたします。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　売買価格はどれくらいですか。

事務局　　○○万円となっております。

議　長　　他の委員さん方は、お尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、県に進達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、進達することに決定致します。では、次の第３号議案農用地利用集積計画について、お願いします。

事務局　　１件目と２件目は、地区が同じですので続けて内容を先に申し上げます。第３号議案の５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，３５５㎡、利用権の種類は、賃貸借権、具体的な作物は水稲です。平成２８年４月１日から３３年３月３１日までの５年間、年間の借り賃は、現物支給で米○○ｋｇです。新規となっていますが、本来は、継続です。３月３１日までの期間を前契約では３０日までとされていましたが、近々、契約が切れることもあって、途中解約をして、月初めから再び、契約を行ったことによるものです。

続けて２件目を、申し上げます。７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、ご覧のとおり４筆です。面積までを先に申し上げます、長与町三根郷（地番）、田、７９６㎡、（地番）、畑、７１０㎡、（地番）、田、９４７㎡、（地番）、田、６９８㎡の合計３，１５１㎡です。利用権の種類は、４筆とも賃貸借権、具体的な作的な作物は水稲です。平成２８年４月１日から３１年３月３１日までの３年間、年間の借り賃も、４筆で○○円となっています。継続です。

１件目、２件目の利用権の設定場所を申し上げます。９ページをお開き下さい。１件目です。先程、第１号議案の農地法第３条申請地の場所の説明をしたうちの、（地番）の右側に８０ｍ程離れた場所です。一方、２件目ですが、○○バス停から７０ｍ程行った左側に（店舗

名）がありますが、その手前、左側の、圃場整備された農道を６０ｍ程行った場所の４筆になります。説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。
８番、柳原委員。

８番　　８番、柳原です。
５ページにあります貸し主の（氏名）さんは、ほとんど農業をされておらず（借主）さんが、ずいぶん前から借りて耕作をされていましたので問題はないかと思います。７ページの貸し主、（氏名）さんと、借り主の（氏名）さんについても農業者であり、前から借りて耕作をされております。問題はないと思います。以上です。

議　長　　他の委員さん方から何かご質問はありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　７ページの（地番）については、現況が畑になっておりますが、水稲を耕作されるのですよね。

事務局　　私の説明不足でした。現況地目は畑ですが、水稲として使用されます。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、２件とも許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、２件とも許可することに決定致します。
続けて、３件目の説明をお願いします。

事務局　　１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番)、畑、２９１㎡と、（地番)、畑、２７４㎡の合計５６５㎡です。利用権の種類は、２筆とも、使用貸借権、具体的な作物はみかんです。平成２８年４月１日から３０年１２月３１日までの２年９ヵ月です。新規です、契約期間が２年９ヵ月と短い期間となっていますが、隣接地を既に借用されていまして、その期限に併せたとのことでした。

設定場所を申し上げます。１２ページをお開き下さい。国道２０７号線ではなく、町道の方の〇〇バス停手前から同じく町道を山手に１．２５ｋｍ上って行った場所になります。道順についてはご存じのことと思いますし、説明もしづらい所になりますので、ご覧頂くことでご承知願います。説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。
４番、入江委員。

４　番　　貸し主の（氏名）さんですが、２年位前にご主人が亡くなられ、現況が畑になっていますが実際は荒れており、隣接地に（借主）さんがみかんを広く耕作されており日当たりも悪くなるので栗の木でも植えようかということです。（借主）さんは農協の〇〇部会長でもあられますので、別に問題はないかと思います。以上です。

議　長　　ほかの委員さん方は、ありませんか。
１１番、柿本委員。

１１番　　１２ページの図面に赤と青の色分けをしている理由を教えて下さい。

事務局　　筆が隣接ですので、見やすいように色分けをしております。

議　長　　柿本委員、今の説明でよろしいですか。

１１番　　９ページの（地番）と（地番）が田と畑なのでその色分けかと思い、質問をしました。
全て同じように色分けをお願いします。

事務局　　わかりました。ご意見ありがとうございました。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見、質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続けて、４件目の説明をお願いします。

事務局　　１３ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、１，８９８㎡と、（地番）、畑、３５３㎡の合計２，２５１㎡です。利用権の種類は、２筆とも、賃貸借権、具体的な作物はみかんです。平成２８年４月１日から３３年３月３１日までの５年間です。年間の借り賃も２筆併せて、〇〇円です。新規です。

設定場所を申し上げます。１５ページをお開き下さい。この場所も説明しづらい所ですので、（施設名）前の国道２０７号線上の中山間地に位置する農道に面した２筆です。道順については、先程のご説明と同様にご承知願います。説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　借り主の（氏名）さんは、申請地の近くに借地を持っておられ耕作されております。今回は規模拡大ということで認定農業者として専業農家で頑張っておられます。（貸主）さんは高齢で農業ができないということで規模縮小ということです。後継者は、おられるのですが兼業でお勤めをされているということです。よろしくお願いします。

議　長　　ご意見、ご質問はありませんか。

【意見、質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。次の議案は、日程第２で申し上げたとおり、２８年４月１日からの機構改革に伴った議案になります。

では、第４号議案長与町農業委員会事務局の設置、及び事務処理等に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

事務局　　利用集積の後に付けておりますので、ご確認をお願いします。村田係長から説明を致します。

事務局　　第４号議案の５ページをお開きください。以前よりこの規則はありましたが、平成２８年４月からの機構改革に伴い、農業委員会は、農政係と農地係を統合することになりました。このため、規則の一部を改正いたします。変更点のみお知らせいたします。

事務局設置の第２条、委員会の権限に属する事務を処理するため、長与町農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

職員、表示はありませんが、第３条第１項となります。第１項、事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び係長を置く。第２項、前項に定めるもののほか、事務局にその他の職員を置くことができる。これにより、下の第１号～第３号を削除。

係の設置、第４条、事務局に農政農地係を置く。職務、第５条第２項係長その他の職員は、上司の命を受け、委員会の事務を処理する。

分掌事務、第６条、農政農地係の分掌事務、手分けして受け持つ事務は、次のとおりとする。

次の６ページをお開きください。前ページの第１号～次のページの第１６号までを農政係の仕事として位置づけておりましたが、今回の係の統合により農地係の第１号～第９号を農政農地係の第１６号～第２４号に変更しております。

次に７ページをご覧ください。代理決裁、右上になりますが、第８条第２項、前条第２項の規定による局長の専決事項について、局長が不在のときは、職員のうち局長を除く上席者が代理決裁する。

第９条、職員の定数となります。職員の定数は、臨時職員を除かれますので、これを追加しております。農業委員会の定数は３名となっております。変更はありません。

次に、第１０条、補則、この規則に定めるものを除くほか、歳入予算及び歳出予算の執行に関する専決並びに服務及び給与等に関しては、町長部局の例による。へ変更しております。

この規則は、平成２８年４月１日より施行することになります。今回の変更点以外につきましては、従来どおりとさせていただきたいと思っております。判りにくかったと思いますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いすます。

議　長　　初めて説明を受ける委員さんばかりではないかと思います。

農業委員会に限らず、役場組織全体の見直しに併せて、多くの条例等の改正があっているようです。執行機関の委員会としての立場で説明の内容について審議することに致します。

委員さん方から、改正内容について、ご意見等を伺います。如何でしょうか。

１０番　水谷委員

１０番　　今回の機構改革により職員体制がどのようになりますか。

事務局　　改正点の大きいものは、ございません。従来の文言が町長部局と合わせた時に、特別な書き方であったので今回は、それにあわせたということで中身に関しては変わりません。２８年度から農業関係の法律が多く変わっているのでそれにあわせて今回の改正点も含まれておりますので追加ではなく、文言を改めて継続して使わせていただいたということです。

１０番　　独立執行機関と、町長部局との関連性は２４項目ありますが整合性の問題は無いのでしょうか。

事務局　　独立行政機関という中での考え方のご質問だと思うのですが、基本的に申しますと、農林水産課がありますが、従来はそれぞれの仕事をしていたのですが、関連性があってないようなことがありましたが、それはおかしいだろうと国の方の考え方で、いろんなことを協力体制をもってやるという方向性を決めております。例をあげますと、農家台帳というものがありますが、農業委員会の重要な書類でありまして役場内においでも閲覧に関しては委任状を提出してもらう等の法的なものが撤廃されまして、農業については同じ立場のなかで同じような作業をおこないなさいということで、同じ仕事は連携してやっていきなさいという具体的なことがしめされておりますので、説明は難しいのですが、町長部局と足並みを揃えるということではなく、農業行政としてやるべきことを各、現場の自治体としてやりなさいというのが、２８年４月からの改正の重要な柱だということでございます。

１０番　　私の感覚では農業自体を国が軽んじていると思いますが、国が決めたことなので何も言え

ませんが、そういう中で農家の実態把握というのは是非必要なことであるし、農業委員会としては町長部局に意見を求めていくのも必要ではないかと私は思います。
今回の規則改正については全部がよく理解できませんが、事務局の説明で少しわかりましたので了解したいと思います。以上です。

事務局　１つご理解していただきたいのですが、農家台帳は継続していきます。選挙人名簿については、新法については作成しなくても良いということで廃止しております。農家台帳については紙台帳ということで作成をしていきますが、システム化ということで全て入力をしていくということで、住民課の戸籍と同じようなもので、例えば今日お話しをされた農地についての問題点もシステムの中に経過措置として入れておきなさいという細かい考えもありまして、今まで以上に重要になるということです。議会の中で一般質問の中にもありましたが国の方が、農地について課税強化をするという話しがございました。これも直接かかってくるものですが中身については時間上、具体的な説明ができないので、４月からの新体制の中で説明をされていくと思います。農家台帳に関しての国の考え方は厳しくなってきていると思いますので、４月から今後も事務局の方から説明があると思いますので協議をしていっていただきたいと思います。

議　長　事務規則の一部改正については、今日の説明だけで掌握していくのは難しいので総会の時に皆様方から質問を受けながらいきたいと思います。これで審議を終了させていただいてよろしいでしょうか。

【異議無しの声あり】

議　長　これで、審議を終了致しますが説明のとおり、承認することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、承認することに決定致します。
これからは、報告事項に移ります。４条の届出について、報告して下さい。

事務局　別紙報告事項の、１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）、無職。２．土地の所在等、団地の名称がさくら野で、「高田南土地区画整理事業」内の、（街区番号）、

６５１㎡です。３．転用計画は、３階建て１棟６戸の共同住宅、建築面積は１４０．６６㎡、他空き土地は普通乗用車の駐車場１３台のスペースと、二輪車の置き場そして、敷地周囲の２カ所には、樹木の植栽をする計画となっています。４．申請日は、平成２８年２月２４日。５．専決処分の日は、平成２８年３月３日。申請の建築物は長与町の開発行為に当たる１，０００㎡以上、または４戸以上のため、都市計画法第３２条に準じる協議を行っていまして、関係各課の合意を得ていることを付け加えさせて頂きます。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分したので報告致します。

２ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷の（施設名）の上にあります、（施設名）駐車場、（施設名）があるところですが、そのまた上になります。説明を終わります。

議　長　　尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次に、５条の届出について報告して下さい。

事務局　　３ページをご覧下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、賃貸人は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、無職。賃借人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、自営業です。２．土地の所在等、長与町吉無田郷（地番）、地目の登記簿は、畑、現況は荒れ地で、７４７㎡です。３．転用計画目的は、鯉の飼育場施設としての用地の確保で１０年間の賃貸借権の設定です。施設全体を詳しく説明しますと、縦７．８５ｍ、横８．２４ｍ、深さ２ｍのコンクリート造りで、その内、鯉を育てる水槽が、縦３．１ｍ、横８．２４ｍ、深さ２ｍになります。残りの施設、水槽に接する形になりますが、汚れた水をろ過槽に入れ、その中で浄化して再び水槽に戻す、循環ろ過槽方式の機器を設置する計画と、また、水槽からはオーバーフローした水も出ますので、その際は、配水管を通して水路に放流する計画です。転用面積の７４７㎡のうち、６６．２２㎡が建築面積、２６４．８３㎡が駐車スペースとなっていまして、所要面積の３３１．０５㎡に対して、４１５．９５㎡が空き地となるわけですが、この空き地は殆どが傾斜地の竹林等で覆われて、一画には農業用倉庫、また、一部農道となっている状況です。４．申請日は、平成２８年３月１０日。５．専決処分の日は、平成２８年３月２３日。以下は、先に申し上げた第４条の届出と同じ内容ですので、省略致します。

４ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。長崎多良見線の○入り口の一つ手前の交差点、○○バス停前の信号機です。そこから今度は、（施設名）に上って行く最初のバス停、○○バス停ですが、その２０ｍ程手前から、右側に人家を過ぎ、２４０ｍ程町道を山手

に更に上って行った途中から、二股になっている、左側の農道の突きあたりになります。説明を終わります。

議　長　　尋ねたいことはありませんか。
１０番　水谷委員。

１０番　　鯉の養殖は、観賞用ですか。食用ですか。
鯉の養殖には水理が必要ですが川の水ですか、ボーリングですか。

事務局　　観賞用で、大きくして売買されるということです。
水の件は、山の方から水が出ていますので引っ張ってきて利用する計画になっているそうです。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次に、農地改良届出をお願いします。

事務局　　５ページをご覧下さい。農地改良届出報告書になります。土地の所在等、長与町平木場郷（地番)、地目、登記簿、現況とも畑、１，３０８㎡のうち、１１７．６㎡が改良の対象です。所有者は、(氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。耕作者は、(氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。作付け作物は、みかんです。工事期間は、平成２８年３月４日で、完了しています。改良の内容を申し上げますと、結構急傾斜の土地でして、元々６枚ほどの段であったかと思いますが、今回、４枚目当たりまで、幅２．４m程の車両が通れる園内道路を設けてあります。上記のとおり、「園内道路整備」届けが、平成２８年２月２６日に、現地確認を同年３月２２日に致しましたので、報告致します。平成２８年３月２４日農業委員辻末男代読です。
改良の届出場所を説明致しますので、6ページをお開き下さい。平木場郷の〇〇バス停から更に上り、途中から川に沿って、左にカーブを折れて少し行った道路右側です。〇〇バス停からの距離は、７００m程になります。説明を終わります。

議　長　　地元委員さんの方から補足説明があるようでしたら、お願いします。

２番、辻委員。

２　番　今、ご報告がありましたように３月２２日に現場の確認を致しました。この土地は借地で、工事の着工にあたっては、所有者と隣接農地所有者の了解を得てから改良をされて現在完成をしております。今後は、土地が急傾斜なので舗装をしなければ車を入れるのは難しいだろうと思います。園内道の設置とあわせて、みかんの改植もされる為に抜根をされておりますが、今年は苗木が不足気味ということでしたが、伊木力にご親戚の方がおられ相談をされたみたいで、今年中に植栽ができるのではないかと考えております。以上です。

議　長　尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　次に、非農地証明交付願いをお願いします。

事務局　７ページをご覧下さい。申請人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。申請地は、長与町嬉里郷（地番）、地目は畑、現況は宅地です。面積は１５㎡、用途区域は都市計画区域外です。証明を受けたい理由としては、記述しているとおりでして、平成８年１月に、隣接の土地、宅地化された土地のことですが、その所有者の駐車場としてコンクリートで舗装されて、軽自動車の車庫として利用されている状況であることが、今回の申請です。この土地がなければ、車庫として利用ができなかったことが、一番の理由です。

なお、認められた後には、この土地の所有権移転をすることになっているようです。申請日は、平成２８年３月１１日。確認日は、平成２８年３月２２日。上記のとおり、平成２８年３月１１日申請、非農地証明交付願いについての確認を行いましたので、報告致します。平成２８年３月２４日農業委員山本純博、同じく上杉司、同じく松尾義徳以上代読です。

届出場所を説明致しますので、８ページをお開き下さい。嬉里郷の〇〇橋右手の（店舗名）を過ぎたところから嬉里谷方面に上って行きます。途中、丸田谷へと二股に分かれていますが、更に上へと上って最初に右に折れた道路に隣接した場所になります。拡大図を見て頂ければもっと、分かりやすいかと思います。誰が車庫として利用しているかと言いますと、赤斜線でお示ししているところの隣、（地番）の（氏名）さんになります。以上で説明を終わります。

議　長　同じく、立会をされた委員さんの方から補足説明は、ありませんか。

９　番　９番、山本委員。

２２日の９時３０分より、上杉委員、松尾委員と現地確認を致しました。現状は舗装した車庫になっており非農地として問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　他の委員さん方は、質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　報告事項の最後ですが、長与町農業委員会農地改良に関する取扱要領の一部を改正する要領についての説明を、お願いします。

議　長　　９ページを、ご覧下さい。中山主任から、説明を致します。

事務局　　それでは、ご説明いたします。９ページ、長与町農業委員会農地改良に関する取扱要領の一部を改正する要領についてですが、まず、今回見直しをする経緯ですが、農地改良、いわゆる、嵩上げ、切土、盛土については、町で一定の基準を設け、事前に届出をいただいておりますが、ある一定の大規模な農地改良になりますと、県への一時転用という、一般の４条、５条のように農地転用の手続きとなります。これまで、県が、農地改良に対する一時転用の面積要件等の基準が示されていなかったが、今回県より基準が示されたので、それに合わせて町の事務取扱の要領を見直すことにしました。

１１ページをお開きください。平成２８年４月１日改正の農地転用事務指針となります。農地改良を含め、農地転用事務指針の改正が行われます。これについては、過去にご説明しました農地転用の判断基準等、重要な変更ではなく、提出書類、違反転用の対応が主な変更となっておりますので、農地転用の変更点につきましては、今後、議案等の中で説明していきたいと思います。以下についてですが、２．農地改良等についての（１）判断基準次のいずれにも該当する場合は、農地改良等として判断する。となっておりますので、この基準を超える場合や、満たさない場合は、農地転用扱いとなります。それでは、具体的に変更点を説明したいと思います。

１７ページをお開きください。取扱要領の変更点をご説明いたします。農地改良の目的の第２条第２項に（３）転用を目的とする行為を行うこと。を加えております。

農地改良の適用範囲の第３条農地改良を施工する適用範囲は、次のとおりとする。（１）農地に所有権又は賃借権を有する者が自ら施行する土地の行為であること。ただし、自らが施行することが困難な場合は、工事請負人によって施行することができる。また、農地に賃借権を有するものが行う場合は所有者の同意があること。（３）施工面積（盛土・切土の合計面積）が、３，０００㎡未満であること。（４）盛土の高さ又は掘削の深さが２ｍを超えないこと。（５）工事期間は原則、６ヶ月以内とし、承認日より１年以内に作付けを行うこと。（６）

農地改良後の作付け計画が明らかにされていること。（７）隣接地に支障がないこと。（８）盛土に用いる土の採取場所、量、高さ等が明確であること。以上が、県の指針に伴う適用範囲の変更点です。

続いて１８ページをお開きください。第４条（農地改良の適用外）農地改良の適用範囲を前項の各号へ対応するよう第３条第３号から第５号までの範囲を超えるいずれかに該当する場合は、次のとおりとする。へ変更しております。また、（２）市街化区域内においては、農地法第４条第１項第７号による一時転用届を提出すること。と変更しております。

手続き、第５条、農地改良を施工する者は、農地改良に関する届（様式第１号）を長与町農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出し承認通知書を受けた後に施工するものとする。第２項、農地改良に関する届には、次の書類を添付する。（１）土地登記簿謄本、全部事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書（２）公図の写し（隣地を含む）（３）案内図（農地改良行為の施工場所を示すことができるもの）（５）施工計画図（施工範囲、切土盛土の高さ等が明確であるもの）（６）施工箇所の写真（施工箇所全体を表示したもの）（７）その他必要な書類へ変更しております。

最後に１９ページ。改良農地の境界・標示、第１０条農地改良に関する届出者は、農地改良に関する届に記載された工事完了後１０日以内に農地改良工事完了報告書（様式第４号）を会長に提出するものとする。へ変更しております。

附則、この要領は、平成２８年４月１日から施行する。参考までに２０ページから２３ページまで農地改良に関する様式を添付しております。改正内容についての説明は以上となります。

事務局　補足説明を行います。農地改良は、法令で決まったものではございません。行政指導となります。大規模な農地改良は、違反転用になる恐れがあるため、行政指導として位置づけている。軽微なものについての基準はありませんが、事務局、農業委員さんと協議し、届出が必要かどうかの判断をしていただきたい。

議　長　委員さんから何か質問はありませんか。
１５番、松尾委員。

１５番　農地改良届を提出する際は、手数料がかかりますか。

事務局　この届出も含めまして、長与町農業委員会では、事務書類の提出については、手数料をいただいておりません。

議　長　ほかの委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２８年３月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。